別記第1号様式（第7関係）

会　　議　　録

<table>
<tr><td colspan="2">附属機関又は
会議体の名称</td><td>令和３年度　豊島区収納対策本部　第３回私債権検討部会</td></tr>
<tr><td colspan="2">事務局（担当課）</td><td>区民部収納推進担当課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">開　催　日　時</td><td>令和３年 11 月 22 日（金）午後２時 30 分 ～2 時 47 分</td></tr>
<tr><td colspan="2">開　催　場　所</td><td>庁議室</td></tr>
<tr><td colspan="2">議　　題</td><td>１．債権等管理支援事業の業務委託のプロポーザル実施結果について
２．私債権等管理支援事業の業務委託について
（１）私債権等の所管課への事前説明会の開催
（２）業務委託内容
①　債権管理マニュアル整備のための支援
②　債権管理に対する支援（債権管理への個別対応の実施）
③　共通研修の実施
３．私債権等管理支援事業の実施要綱の作成について
４．今後の部会検討事項（案）について</td></tr>
<tr><td rowspan="4">公開の
可否</td><td rowspan="2">会　　議</td><td>□公開　■非公開　□一部非公開　　傍聴人数　０人</td></tr>
<tr><td>非公開・一部非公開の場合は、その理由
極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第７条第６号に該当するため</td></tr>
<tr><td rowspan="2">会 議 録</td><td>□公開　□非公開　■一部非公開</td></tr>
<tr><td>非公開・一部非公開の場合は、その理由
極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第７条第６号に該当するため</td></tr>
<tr><td rowspan="3">出席者</td><td>委　　員</td><td>会計管理室長（部会長）、生活福祉課長、子育て支援課長、住宅課長、会計課長、収納推進担当課長心得</td></tr>
<tr><td>そ の 他</td><td></td></tr>
<tr><td>事 務 局</td><td>区民部収納推進担当課長</td></tr>
</table>

提出された資料	資料１　私債権等管理支援事業について 資料２　今後の部会検討事項（案）について 資料３　令和３年度特別区民税・都民税の滞納処分の執行停止および即時消滅処理 取扱方針

審　議　経　過

案件１：債権等管理支援事業の業務委託のプロポーザル実施結果について

（１）　案件の説明

債権等管理支援事業の業務委託のプロポーザル実施結果について、資料１により事務局から説明。

（２）　主な意見と質疑

【部会長】

プロポーザル実施結果については、このようなかたちで決まったという報告でよろしいか。

（３）　結論

一同了承。

案件２：私債権等管理支援事業の業務委託について

（１）　案件の説明

資料１　私債権等管理支援事業（項番の２移行）について事務局から説明。

（２）　主な意見と質疑

【部会長】

前回（夏）の報告から内容が整理されている。

11 月 25 日に所管課への説明会が実施されるという流れでよいか。

（３）　結論

一同了承。

案件３：私債権等管理支援事業の実施要綱の作成について

（１）　案件の説明

【部会長】

事務局、説明を願いする。

【事務局】

12 月 1 日施行の実施要綱を作ることを想定している。内容については、①から⑨に書かれている内容を盛り込んだ要綱を考えている。

（２）　主な意見と質疑

【部会長】

11 月 25 日に所管課への説明会を行い、そのことも含めて要綱でしっかりとかたちにし、12 月 1 日施行ということで決裁をまわすことでよいか。

（３）　結論

一同了承。

案件４：今後の部会検討事項（案）について

（１） 案件の説明

資料２　今後の部会検討事項（案）について事務局から説明。

（２） 主な意見と質疑

【部会長】

令和４年度度以降については、事務局としては今後の部会検討事項（案）を進めていくこでよいか。

【事務局】

そのとおりである。

【生活福祉課長】

不納欠損処分について他の区はどうなっているのか。

【事務局】

他区の調査はできていない。

【部会長】

事務局で他自治体の状況をあたったりするのか。

【事務局】

仙台市、名古屋市、広島市からマニュアルを送ってもらうことになっているので、それを参考にしたいと考えている。

【部会長】

生活福祉課長の質問にも応えることができるのではないか。

【事務局】

今回、資料３で提示した資料は、税務課の中の滞納処分の執行停止および即時消滅処理についての方針である。自治体の事例や弁護士の意見を聞きながら、イメージとしては資料３のように落としこんでいければと考えている。

【会計課長】

債権管理条例は会計課にあり、条例に基づいて毎年度、債権徴収計画を出してもらっており、議会に収入未済額と不納欠損処理額を報告しているので、今後、検討をお願いしたい。

【部会長】

他の自治体の事例などついても、今年度中に情報を収集しつつ、マニュアルの作成と合わせてブレインハート法律事務所の弁護士から知恵を絞り出してもらうような進め方で、その他の課題は、基準や所管部署については、すぐに結論は出さないで令和４年度中に検討を進めていく。令和４年度も、今年度と同じように２月の収納対策本部で区長に報告となるのか。

【事務局】

区長への報告は７月くらいになる。

【部会長】

それまでに検討し、７ 月に検討内容を報告して２月にそれを了承してもらう。例えば金額では、３万以下は見直すのであれは、本部で区長に決めてもらい、オーサライ

ズしていくという段取りになる。

（3） 結論

一同了承。

以上をもって第 3 回の私債権検討部会を終了する。